

質の向上ワーキンググループ（第6回） 議事録

日 時：平成28年2月26（金）13:00～15:00

場 所：TKP ガーデンシティ永田町カンファレンスルーム3F

出席者：田村座長 加藤、柄谷、橋本、長谷川、山岸、各委員

内閣府（防災）：加藤政策統括官、中村参事官、塩満参事官補佐、太田氏

事務局（社会システム㈱）：安藤、高橋

《1 開会》

中村参事官：

定刻となりましたので、これから、「第6回質の向上ワーキンググループ」を開催いたします。

本ワーキンググループは、「避難所の確保と質の向上に関する検討会」の中で、特に質の向上に関する取り組みを促進していくことと、個別に取り上げる項目として、トイレのモデルケースを作るなどの改善を促していく策を考えていくということでこれまでご議論いただいております。本日が最終回ということでございますので、いつも以上に忌憚なくご意見をいただきたいと思っております。

初めに資料の確認をさせていただきます。資料の1～4までが、ガイドライン関係の資料で、資料の2-1、2がトイレ関係の資料です。それから、本ワーキングで出た意見を取組指針にいくつか反映することも考えたいということで、その関係の資料が3。あとは参考資料が2つございます。もし不足などありましたら、事務局までお願いいたします。

それでは、ここから議事に入ります。田村座長、よろしくお願いいたします。

田村座長：

皆さん、お疲れさまでございます。お忙しいところお越しいただきありがとうございます。ずいぶん熱心に議論をしてきましたが、まとめの資料としてはそんなに多くなっていませんが、すごく集中してまとめたものになってきたと思うところです。

今後は、3月7日の親検討会にこれをご提案して、最終的に座長がどういう取り扱いになさるか分かりませんが、予測されるのは、福祉避難所の方と統合されるようなかたちで、世の中に出ていくのだらうと思っております。もちろんその結果も、皆さんにお知らせいたしますが、今日のご意見につきましても、反映をぎりぎりまでさせていただいて、親検討会に持っていきたいと思っておりますので、事務局を困らせるぐらい今日もたくさん意見を言っただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、事務局から、資料に沿ってご説明をよろしくお願いいたします。

〈次第2 避難所ガイドライン（案）について〉

中村参事官：

それでは、資料1-1から4までと、2-1、2を中心に簡単に説明をしたいと思います。まず、避難所ガイドライン案の関係で、資料の1-1から4までについて説明をします。基本的に事務局からは、どういう資料かということと、前回からの変更点を中心にご説明したいと思います。

まず、資料1-1は、いつごろ何をすべきかを整理した図です。これは、前回はお示ししていなくて、この第6回で取り上げると申し上げていたものです。資料の1-3のWBSのシートの中から、特に重要なものを取り上げて、それを準備段階と緊急・応急・復旧・復興という時期を設定して、主にどういう時期に取り組むべきかを項目ごとに置いています。

そして、項目の立て方を前回から少し変更しています。今回でいえば項目という欄に該当するグループが、前は13項目ありましたが、結果を言うと19項目に増えております。これは、項目を見たときに、だいたいどういうことに気を配る必要があるのか、すぐに分かるようにしようということで、項目として出しております。例えば今回の番号では4番の受援体制の確立や、5番の帰宅困難者向けの避難所の活用、12番の寝床以降の衣類、入浴、ペットなど、項目としてのレベル感がそろわない面はありますが、そういった取り組みが、今までは他の項目の中に隠れていて分かりにくかったので、見てすぐに分かるようにしています。

そして、大項目と中項目を設定しまして、それらの19項目がどういう性質を持っているのか、グループとして示しております。このように、グループ分けと項目立てがいままでと違うところになっております。

次に、資料1-2は、この項目立てを変えたところに沿って、少し手を加えたというもので、基本的には前回と同じです。

次に、資料の1-3と1-4は、前回と同じ形でお示ししていますが、1-3に相当するシートと、1-4の文章について、各19項目の番号が対応していて、それらのセットでガイドラインにまとめます。前回の説明を思い出していただくため、前回の資料を参考資料1としてお付けしています。最終的にはこのようなかたちで、今回でいうと資料1-4から文章を持ってきて、資料の1-3を元にチェックリストを作る作業を、19の項目ごとに行うということです。

今日のご議論を整理して、3月7日の親検討会に出すときには、参考資料1のスタイルで報告をする予定です。内容としては結局同じものでありますので、今日の資料は今まで議論してきた体裁で、お出ししているということでございます。

それから、参考資料2として図が1枚入っております。前回、東日本大震災のときの保健師活動のを中心、櫻井委員からプレゼンいただきましたが、阪本委員から、医療関係の体制と、災害対策本部との情報共有はどのように行っていたかというご質問がありまして、すぐその場で櫻井委員からお答えしにくかったというような経緯がありましたの

で、資料に入れさせていただきました。残念ながらお2人とも今日はご欠席でございますが、これに一言ご説明を加えますと、当時、東松島市では、真ん中に保健師と書いてありますように、保健師さんたちが情報を集約し、巡回救護チームや災害対策本部との情報のやり取りを仲介する役割となっていました。避難所の現場からの情報も含めて、保健師さんに集まり、さらに、もらったものを必要な所にまた保健師さんがお知らせするというようなやり方をしていたという話をいただきましたので、この場で事務局から一言申し上げた次第であります。

田村座長：

ありがとうございます。それでは、今から議論しますのは、資料1-1、2、3、4と書いてあるところでございます。今日は、資料1-4を詳細に皆さまに検討いただきたいと思えます。いわゆる文章のところ、「はじめに」をご覧ください。

ざっと読みます。目で追ってください。阪神淡路大震災では31万人が避難。東日本では41万。全国で47万。阪神淡路は6カ月。東日本は、岩手7カ月、宮城9カ月、一番長いのは2年9カ月だったと。避難所というのは一瞬ではないということを言っています。ひとたび災害が起きると、避難所は、住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となる。しかし、東日本大震災では、避難所における生活の質に課題が多く、水・食料は乏しく、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であった。あくまでも、体調を崩したとは書いておらず、そういう書き方になっています。

ただ、阪神淡路大震災後、試みがされなかったわけではなくて、避難所の運営自体にはすごく関心が集まって、地域の人や行政による避難所運営マニュアルにはかなり良いものがあるということは、皆さんご存知だと思います。それらを使って皆さんがそれぞれ色々な取組みをされています。ただ、自治体には、職員の皆さんが何をすべきなのかというようなガイドライン、避難所の運営・管理全体を俯瞰するガイドラインやマニュアルが未整備だったので、今回作成した、ということになっています。

この下は、注釈で書いてありますが、地方都市における地震対応のガイドラインのとりまとめ形式を参照したということで、その文章をある程度頂いて貼り付けてありますが、その前に、東日本大震災の教訓を受けて、今、参事官から説明があったように、もともとは取組指針があります。その指針を地方公共団体が取り組みやすいように、準備・初動・応急・復旧段階においてチェックリスト化しています。地方公共団体には、これを使ってもらって、地域防災計画にも活かしてほしいし、訓練もしてほしいし、頑張してほしいということが書いてあります。

最後は、災害への事前の備えというのは、地域の実状や、対策の取り組み状況において加筆・修正のこともあるので、このガイドラインをぜひ活用してほしいということが書いてあります。他にも是非書いた方がよいということがありましたら、お知らせいただきたい

いと思います。

次に、資料 1-3 の、19 項目について、ちょっと駆け足でご説明します。まず、参事官のご説明に補足をさせていただくと、前と変わっているところがありまして、1 つは、さっき参事官からご説明のあったように、左側のまとめ項目が変わっていることと、もう 1 つは、二重丸というのと、応急と復旧とを合体させて二重丸と丸。これはハッチングで色を付けたら良いと思いますが、今日はこのようにしています。

要は、項目が多いので、これだけたくさん渡されても全部できないと言われたら、とりあえず二重丸を優先して下さいということです。最初から二重丸ばかりだと言われるかもしれませんが、これは備えなので、事前に是非やっていただきたいということです。これが 1 ページ、2 ページと続いています。

あとはざっとイメージで見いただければと思います。その後はできるだけ個数を減らそうと思っはいますが、なかなか減らせませんので、私としては、最低減やっていただきたいことは二重丸にしたいと思うので、その点もご意見をいただきたいと思います。

それでは、この資料 1-3 を横に置いて、資料 1-4 を見ていただきたいと思います。

まずは、1 番の避難所の運営体制の確立。平時より部局横断の取り組みが肝要ということで、資料 1-2 の体制図です。肝はこれだけです。みんなで寄ってやりましょうということと、星印の主担当と、担当と支援と協働先に印をつけています。見ていただいて、印が違うのではないかなど意見をいただきたいです。避難所生活自体は住民が中心になってやりますが、防災担当に一任されているのが現状なので、防災担当だけでなく、全庁体制で取り組む気概を持って一緒にやってくださいということを文章で付けて、資料 1-3 の業務一覧の下にチェックリストも付けようと考えています。

まず、ここでは準備・緊急・応急・復旧と書いていますが、先ほどの国のガイドラインでは準備・初動・応急・復旧となっているので、こちらも初動に変えた方が良いと思っはいますが、皆さんにご意見いただきたいところでございます。

資料 1-3 では、災害対策本部の支援班を事前に決めておくこと、一つひとつの避難所での運営委員会も決めておくこと、それから、そうはいいながら 2 つの間の連絡体制がないと駄目なので連絡体制を作っておくことというのが、第一段階の何々という所に書いてあります。避難所派遣職員の基本業務として、人数を把握して知らせること、トイレがどうなっているか知らせることなど、最低減ここだけは実現してほしいという思いで書いてるところでございます。

2 番目は避難所の指定ということで、キャプションといいますか、キャッチーに付けようと思っは、被害想定に基づき災害種別ごとに安全な避難所を指定、と書いてあります。これは昨今問題になっているように、浸水区域内に避難所があつて、危ない所にみんなが避難するようなことはやめましょうということを書いています。

資料 1-3 では、災害想定に応じた避難所を確保する。福祉避難所/スペースを確保する。あとは、母子避難所のような機能別避難所も否定するわけではありませんので、機能別避

難所も検討する。それから、指定しない避難所以外の避難所の対策も考えるというようになっていきます。機能別避難所と指定避難所以外の避難所については、二重丸ではなくて、備えのところも丸にしています。次に、避難所用として確保すべき備蓄を実施する、というところまでが2番目の避難所の指定の所に書いてあるというところでございます。5番まで行ったら一旦区切りますので、ご意見を頂ければと思います。

3番目は初動の具体的な事前想定ということで、避難所業務には事前の備えが絶対に不可欠。いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルを作っておいてほしいし、名簿を一から作るのは大変なので、書式も作っておいてほしい、訓練もしておいてほしいということが書いてあります。あと、避難所からの要請で物資を送るのは良いですが、発災後、多分3日ぐらい連絡が来ないので、プッシュ型である程度送る準備もしてくださいということが文章では書いてあります。

資料1-3のWBSの表で、左側の第1階層の所を見ていただくと、まず避難所における二次被災可能性の確認。その確認をして指定避難所としたけれど、もしかしたら裏山が崩れる場合もあるので、それも考えるということ。それから必要な書式の作成、避難所運営マニュアルの作成、避難所運営マニュアルを用いた訓練、プッシュ型で物資を送る体制、災害用トイレの配備計画だけはここに載せているというところが3番ということになります。トイレは別に項目立てしているので後で出てきますが、配備計画だけここに入れています。もし一緒の方が良いということであれば、場所を動かすことは可能です。

4番は受援体制の確立ということで、ここにボランティアなどを入れました。地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定。避難所は被災者が一定期間、生活を送る場所であるために、運営体制が必要だと。原則的には被災者自らが行動して、助け合って共助で運営してほしい。ただ、行政が地域に働き掛けて、マニュアル作成や訓練を通じて支援をする必要がある。そのためには職員・ボランティア・NPOに加えて医療・保健・福祉の関係者、警察や医療機関が支える必要があるということです。無下にボランティアを断るのではなく、その知識を活用しましょうということが4番に書いてあるということです。

逆にWBSの表では、第1階層は割と単純になっていまして、人的資源の受援体制を確立する。必要な組織と、できたら事前協定をしておいていただくと、この間お話があったように、怪しいボランティアが入ってこなくて良いのではないかと。ボランティアの受け入れ態勢をつくって医療・福祉ボランティアの受け入れ態勢もつくるというふうに書いてるのが4番ということです。

5番が帰宅困難者・在宅避難者対応ということで、避難者は避難所の外にも存在するということが書いてあります。平時に行うべき備えにおいては、地域で被災して避難所に避難してくる住民の対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者や在宅避難者、避難所に居場所が確保できず、これは障害者をイメージしていますが、やむを得ず、被災した自宅に戻って避難生活を送っている、もしくは、自宅は大丈夫けれども、電気・水道・ガスもないし、食べ物もないので不自由な生活を送っている被災者の対応拠点としても避

難所は機能しなければなりませんということが、5番の文章には書いてあります。

WBSの方はシンプルです。帰宅困難者対策は、昼間人口と夜間人口の差分を帰宅困難者と想定して、別に大都会でなくても帰宅困難者対策が必要だと。あと、在宅避難者対策を実施するので、基本は把握して、方針を立てて安否確認をしてくださいということが書いてあるということでございます。

というところで5番まで来ましたので、もし何かご意見、何に関してでも結構でございますけれども、あればよろしくお願いいいたします。初めにお断りしておくと、見ていただいて分かるように、まだまだ、「誰々が」のところは全部整理ができていなかったり、それから、例えば今書いたものがまだうまく反映できていなかったりする部分がございますが、最終的には整合を取るの、そこだけのご勘弁いただいてご意見を頂ければありがたいです。

橋本委員：

まず、大変立派なものをお作りいただきまして、これを民間でやれと言われてもとても出来ませんので、座長と内閣府の皆さま方に心から厚く御礼を申し上げたいと思っております。

避難所用として確保する備蓄について、どちらかというと非常食とかトイレ、投光器など、物的な面が強調されているように見えます。しかし、実は初動時は、ほとんど電気が落ちておりますので、コピーができないということが非常にハンディとなります。マニュアルのフォーマット集に避難者名簿があるので、いざというとき大丈夫だと思っていると、コピーできない、もう避難者300人来ているけどどうするかということが起きやすいのです。ですから、避難者名簿は事前に予測される人数分、200~300枚ぐらいコピーしておいていただけるとありがたい。

それからトイレの表示、聴覚障害の方がサポートをお願いしますというとき、耳をイメージしたマークを使っていることがございます。そういうものは、災害が起きてからでは準備できませんので、そういった事務用品とか、備品とか、必ず必要になる資料類、これはマニュアルではなくて、コピーして保存をしておくということを是非お願いしたいと思っております。

あと、実際現場で必要になりますのが、養生テープとか、通路を確保するためにカラーコーンとかがあると大変便利です。こういった備品類、文具、それからフォーマットの中で必ず複数使うものはコピーしておく。いわゆる文具類として1セットにしてコンテナに入れて、避難所に保管しておいていただけるとありがたいと思っております。以上です。

田村座長：

非常に有用な意見をありがとうございます。確かにそのとおりです。加藤委員、お願いします。

加藤委員：

この「はじめに」の2段落目の3行目、「生活の質には課題が多く」というところですが、是非、水・食料に続いてトイレを入れていただきたいです。今回の素晴らしいこのガイドラインの中でトイレという項目が出たというのは貴重なので、是非お願いしたいと思いました。

あと、資料1-2の分担表ですが、9番の「トイレの確保・管理」の中に、営繕建築担当という所も丸印になるのかなと思います。トイレ空間・設備整備には、営繕や建築の方の力は非常に重要なので、加えていただければと思います。以上です。

田村座長：

ありがとうございます。続いて長谷川委員、お願いします。

長谷川委員：

5番の「帰宅困難者」のところですが、避難所の場所が分からないという方々のことを考えると、案内サインや看板も必要だと思います。三島市では電柱に案内看板を付けるということをしておりますので、避難所への誘導サインが必要だと思います。

田村座長：

避難所に来てもらったら困るという、東京都さんはそういう方針ですが、その方針についても、誘導は必要だと思うので、それをうまく変えていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。どうぞ。

橋本委員：

ボランティアの件ですけれども、これは非常に書きづらいと思いますし、実効的な対応は難しいと思います。阪神淡路大震災を契機に、災害ボランティアの団体が色々出来ました。東日本大震災前までは非常に限られていました。ですから、ある程度ほとんど顔が見える状態だったのですが、東日本大震災以降、東日本支援全国ネットワークだけで800団体に膨れ上がりましたので、今はほとんどボランティア団体自体がお互い全く顔が見えない状態になっております。ですから、まさに押し付けボランティア的な人が出ているということは、よく我々も耳にします。

結局、これは受援力ということになりますが、一番望ましいのは、行政機関と経験豊かなボランティア団体が、日頃から連携して信頼関係を築いて、いざというときには支援、まず私の自治体に最優先で来てくださいというようなかたちが出来ていることです。また、ボランティア団体側としても、今度は全国ネットがまた新しく出来ますので、その中で、ある程度の自信を持ってボランティア側がお勧めできるコーディネーターというものを、

ボランティア側も考えなければいけないと思っております。今日はご欠席ですが、例えば浦野委員とか、大分の村野淳子さんとか、もう絶対的な素晴らしい方がいらっしゃいます。そういうメンバーを、例えば「震災がつなぐ全国ネットワーク」が推薦する災害ボランティア・コーディネーターとか、何らかのことをボランティア側も考えなきゃいけないと思っております、これは参考情報としてお伝えさせていただきます。

田村座長：

その辺りは、どちらかという提案ベースで、課題ということで、どこかに書くようにしようと思っております。今は、ただ協定としか書いていませんが、信頼関係をつくるのは望ましいということはWBSに書けると思っております。

柄谷委員：

確認をさせてください。資料1-4で、内容的にはとても良いと思いますが、避難所ガイドライン見出し文(案)の2番目に、被害想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定とありますが、これを読んだときに、緊急避難場所と避難所が異なる場合というのが、よく考えたら、生活の拠り所となるかたちで移動されると。それはともかくとして、このガイドラインの前提として、緊急避難場所と避難所という、位置づけについて、認識が普及していない所がありますので、そういうことにも触れる場所があれば良いと思いました。よく、何が正しいのかと問合せがあるので、参考の意見までです。

田村座長：

名称を全国的に整理した表はあるのでしょうか。地域によって言い方が違い過ぎるといわれていますが。

中村参事官：

法律上は違うように書き分けてあるので、それをどこかで紹介しておくというのは、今回の対応としてはあると思います。

橋本委員：

避難所・避難場所・緊急避難場所・一時避難場所など、各地方自治体のハザードマップを見ますと、正直言って全部違ってきます。さらに、洪水時避難所・避難場所、震災時避難所・避難場所ということで、全くもってばらばらでございます。今は割と横断的に意見交換することがあり、自分の町のことだけを知っていれば良いという状況でもございません。したがって、内閣府さんに何らかの整理をしていただき、いわゆる生活をする場所は、避難所であると。あくまでも危険から逃れるための場所が避難場所であるというように整理していただくと大変助かります。

田村座長：

私からも、せめて整理が必要だと思います。表で可視化すると、今や国がこういう名前にしなさいということは難しい時代なのは分かりますが、表を見せると、この名前が良いねなど、多分人気も出てきて、いくつかに集約されるのではと思います。橋本委員がおっしゃったとおりで、自分の所だけを見ていると、すごく良い感じに見えますが、隣の町と違うとどうしようもないです。前提として書かなければいけないと思います。

これについては、どちらかという委員のご提案ということで、提言も付けようかと思っていますが、後でご相談ということで。とりあえず、有用なご指摘をありがとうございます。

山岸委員：

それぞれの内容について、資料1—4は、よく書かれていると思います。今回、資料1—3表は項目をより細かく分けてくれたことによって、具体的な場面とシーンとして分かりやすいと思って見ました。事前に意見を出させていただいた内容を入れていただいたのは大変ありがたかったと思っていました。

田村座長：

ありがとうございました。それでは、全体的には良いと言っていたところで、先に進みたいと思います。また戻っても結構ですので、ご意見をお願いします。

6番は、避難所の運営サイクルです。「ライフサイクル」はちょっとどうかというご意見があって、「運営サイクル」としましたので、またご意見を下さい。確立するということで、実働訓練で避難所運営を通して理解すること、でございます。災害が発生して避難所を開設するに当たっては、最初に避難状況を確認して、あとは、物では足りている、足りていないということをやって、名簿もつくって、いち早く避難所の運営サイクルを確立するというような、本当に基本的なことが6番の文章には書いてあります。

WBSでは、災害対策避難所支援班において避難所の運営・管理を実施する。避難所の被害状況確認を実施する。避難所での運営会議を実施する。次が避難所の運営・管理を実施して、あとは実施手順の確立、ルーティーンみたいなものを確立しましょうということです。まだ言葉が整理されていなくて、全部同じようになってしまっているので、ちょっと見直しをしなければいけません。

二重丸の所ですが、緊急期の所で、1個目については避難所の被害状況把握に二重丸。避難所の被害状況の所は、危険箇所と立ち入り場所の表示に二重丸。運営委員会の所は、避難所運営の方針決定は、緊急期にやれというわけにはいかないので、応急期に二重丸を打っています。次のページ、避難所の運営・管理、これはルールということも書いた方が良いでしょう。ルールの確立が二重丸。準備もしてほしいです。あと、避難所の人数の把握が

二重丸になっています。実施手順は、名簿も必要ですが、少なくとも食事をもらわないといけないので、人数の提供報告を最低減してくださいということで二重丸を書いています。

これはどっちかというエリアです。ただ、2~3 つとしてしまうと、もうどうしようもなくなるので、ある程度エリアでございませうというのが 6 番です。

続いて、7 番は避難所に係る情報の取得・管理・共有・対応ということで、避難者への情報提供に努めましようということが書いてあります。避難所においては避難者の情報ニーズが高まる。運営体制として、どうしても自分たちの運営体制に必死になりますが、情報を集めて知らせるあげるといふのも大事ということが書いてあります。

次めくっていただくと、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットの媒体などを使いませう。自治体の的確な被害情報を、皆さんにお知らせしなければならぬし、復旧してきたら教えてあげなければいけないということだ。そういうことをすると、一瞬は住民さんから、隣の部屋と違ふなどと言われますが、結局そこをある程度突き上げることによって格差が是正されたり、避難所全体の集約や早期解消など、別の場所が良いのであれば、移ることも勧められますし、生活再建につながるでせうということだ。通信機器の設備の整備もしてほしいということまで踏み込んで書いてしまっているのだ、この辺りはいかがでせうかということだございませう。

WBS では、情報取得手段を確保するというのが 1 番になっていて、これはもう準備だけだ。衛星電話や、防災ラジオなどの準備の所に二重丸をしていませう。あとは外部向けの広報活動ということだ、多分、準備段階からマスコミの取材対応というのが一番大変だと思ひます。準備はしておかなきやいけないし、緊急期には開設状況の周知もしなきやいけない。内部向けの情報共有は、地域の情報をお教えするのが一番なので、災対本部からの情報をどうお知らせするか。あとは内部向けの情報共有手段ということだ、掲示物をどう整理するか。事前に決めておくと、何の問題にもならないと思ひますが、決まっていないと、整理されない、見にくい貼り紙になってしまうと思ひます。あと外部向けにも忘れないように。在宅避難者への情報発信を避難所の奥に貼ってしまうと、みんな中まで入ってきてしまうのだ、そこも気を付けたいということが書いてあります。

8 番は、食料・物資の確保を実施するということだ、プッシュ型から要請型へ。物資の確保は重要業務と書いてあります。備蓄はスペースもないし、プッシュ型で送らませうということだ、配送手段なんかも確立しておいてほしいし、アレルギー食もすぐに必要になりますということだ。あと、在宅避難者への物資提供や、炊き出しも必要だ。あと、ご指摘があつて、飲料水の確保が済んだら生活用水、トイレの水、清掃用の水、体を拭くための水など、そういう水も必要だということだ。それは要請物資だけに頼るのではなく、地域での確保も目指しませうということが書いてあります。

WBS のほうは、物資の受け入れ体制を整備する。これは基本的な準備で、計画を立ててルートを作つて、保管場所を作つて、配布体制を作つてと書いてあります。食料等の確保については、備蓄・物資の配布のところを緊急期にやつて、あとは避難所、在宅避難者別

に必要食数を把握して、あとは衛生管理です。ここは 3 つになっていますが、命に関わることなので二重丸を増やしてしまっているところがございます。生活用水は、ご指摘をいただいで文章には反映しましたが、まだ WBS には反映していないので、いずれ反映しますのでご容赦ください。

9 番は、トイレでございます。トイレの確保・管理という名前にしました。これは、トイレは人間にとって大切な生理現象だと、当たり前のことを書いてしまいましたが、災害用トイレには大きく分けて 6 種類ありますが、これは後で資料に出てくるので、何種類かというのは後で議論してください。それぞれの特性に応じて時期や準備が違います。上下水道・浄化槽のことも考えなきやいけない、災害用トイレは平時から考えて計画することと書いてあります。2 段落目は、今回、たくさん意見をいただいた衛生面について、感染症になるし、害虫になるし、気分も悪いしということが 9 番には書かれています。

トイレに関してはモデルケースがあるので、WBS でも力が入って項目が多くなっています。まず避難所のトイレ状況の把握をするということ、多重的に災害トイレを確保するなど、これが 6 種類です。携帯トイレ・段ボールトイレ・簡易トイレ・組み立て式トイレ・仮設トイレ・マンホール。これはトイレのモデルケースの所で議論しますが、多重的に確保しておきなさいということが書いてあります。使用環境の改善で、二重丸は、生理用品と要配慮者へのトイレ、これはもう緊急期に無理にでもやれということで二重丸になっています。あと、トイレの特別ニーズ対応ということで、配慮が必要な人は緊急期にやらなきゃということで二重丸。それから衛生管理を忘れがちですが、緊急期はなかなか難しいかなと思って、保健師さんがいたら叱られるかもしれませんが、応急期にできています。手洗いをしないと駄目だよねと。でも、せっけん・消毒液は無理だから、ここを 2 つに分けて、何か緊急期でもできることを、1 つ書いたら良いと今思いました。

それから次のページが、トイレの使用ルールの確保です。その中で大事なものは、衛生のことを考えてトイレ用履物を書いています。

10 番がすごく関連しているので、そのまま説明を続けますが、この紙には短く書いてありますが、衛生的な環境の維持です。これはトイレだけではないので、あえて分けて、ここはごみのことを書いています。災害時であっても、ごみは分別収集しなければならないので、当たり前ですが、分別収集して、虫や食中毒に気をつけてということが文章では書いてあります。

WBS では、ごみの集積場所を確保するというので、緊急期にも置く場所だけは決めようということで、集積場所を決めるが二重丸。避難所の掃除は、緊急期はすみませんが厳しそうだということです。食品の管理については、手洗いの徹底などということで書いています。

11 番、避難所の健康管理。ここははっきり書きなさいと意見があったので、キャプションは、避難所の災害関連死を予防するための健康管理、とあえて書きました。災害時には、持病の悪化や、新たな発病防止のために専門家の健康チェックも受けながら考えましょう

ということ。あとは忘れがちな口腔ケアを書いています。

WBS では、避難所の健康管理体制を確保することが最も大事だということで、やはり二重丸になるのは医師と看護師ということで二重丸をしています。あと感染症対策は大切ですが、換気が大事とお聞きしましたので、換気という所に二重丸。換気は、もしかしたら緊急期に二重丸をしてもいいかもしれません。あとは暑さ・寒さ対策ということで、やはり一番つらいのは寒さだということで、基本は防寒着だけに二重丸をしています。

続いては生活の部分なので、ここで一旦区切りたいと思います。以上、ここでは避難所の運営サイクル、情報の取得、食料・物資、トイレ、衛生・健康管理という話をしました。それではご意見よろしくお願ひします。

橋本委員：

8 番の食料・物資の確保の所ですが、避難所までのルート、搬送手段（トラック協会等）と書いてございますけれども、特に避難所が 100 カ所ぐらいできますと、自治体の職員が主導して物資搬送をやるうなんてことを考えないほうが良いです。これはもう物流のプロに丸投げすべきだということを、阪神淡路以降言っていますが、なかなか小さな自治体さんには分かっただけでありません。自治体職員さんは、トラックに荷物をどう積んだら出しやすいか、どう積んだらたくさん入るかというようなことは、ほとんどご存じありませんので、もうそれはプロに丸々任せるべきです。プロに任せた瞬間に、劇的に良くなったということが、過去の災害で実証されていますので、そこは書ける範囲でぜひ強くご推奨していただけたらと思います。

田村座長：

おっしゃるとおりです。ありがとうございます。是非そうしましょう。あとはいかがですか。山岸委員、どうぞ。

山岸委員：

先ほどの 7 番、避難所に係る情報管理の段階で、行政無線、ラジオ・インターネット等とありますが、その中で実際に、先ほど橋本委員が言われたように、発電機などの対応も必要という実状がありましたので、盛り込んでいただければよろしいと思いました。

田村座長：

ありがとうございます。柄谷委員、お願いします。

柄谷委員：

細かいことで恐縮です。説明いただいた順番に行きますと、まず 7 番の避難所に係る情報の取得で、WBS では、内部向けの情報共有を実施する中で、支援情報の掲示ということ

で、紙媒体もあるということ、座長から言っていただきましたが、掲示する場所の確保はもちろん、これは二重丸ではありませんが、ただ単に順番に貼っていくわけではなくて、分類整理、仕分けが必要です。時間が経つと何百枚と大量に出てきますので、仕分け整理という言葉も含めておくと、これはなかなか住民の方ではできないところがあるので、行政の関わりのある方が、こういうのが大変だと気付いていただけるかなと思いました。

あと、WBSの8番目の食料・物資の確保を実施するという所で、内容はこれでよろしいかと思いますが、分担表を見てもどこに書けばいいのか、実は事前に分からなかったのですが、実際は行政が動く前に、被災を受けていない所に避難をした場合は、地域の方々との連携があって、地域の方がろうそくだったり、お布団だったりっていうのを提供した例が東北の場合は聞かれました。地域にやれとは言いにくいことですが、行政の方の手が届くまでに、地域の方でできることもあると思っています。この場所がいいのかどうかも分かりませんが、一番近いのが物資の受け入れの辺りだと思うので、事前に協定を契約しておけば良いという認識を持ちました。

それから、もう1点よろしいでしょうか。WBSの、11番の避難者の健康管理の、エコノミークラス症候群の所に、もう既に入っていることだと思いますが、生活不活発病対策についても考える必要があります。どの避難所でも、2週間くらい経ちますと、少し落ち着いて、毎朝出掛ける前にラジオ体操をすとか、ルーティーンでみんなが何か体を動かすということをやりに始めておまして、結構それが避難所の一体感みたいなものをつくっておりました。既に、毎日体を動かすようなことが含まれていればこれで結構ですし、違う意図であれば入れていただきたいと思いました。以上です。

田村座長：

自主的にならびに共助的な健康管理みたいなもので、専門家のアドバイスがあればなお良いでしょうけど、分かりました。そういう所に気付くか気付かないか、大きいですね。ありがとうございます。長谷川委員はどうですか。

長谷川委員：

情報の所につきましては、的確な取得・管理・共有方法の中で、的確な情報を取得した後の「判断と対応」という部分も読み取れると良いなと思うところです。

また、8番の所で、プッシュ型と要請型ですが、私ども自治体の計画やマニュアル等ではこれまで、プッシュ型とか要請型という表現は使っておりません。

あと10番の調理の所ですけども、調理前の消毒の徹底はもちろんですが、衛生配慮した調理を行うということも加えた方がよろしいかなと思いました。細かくてすみません。

田村座長：

ありがとうございます。お願いします。

加藤委員：

資料 1-4 について、9 番の所で、2 行目の上下水道・浄化槽・くみ取り便所は必要でしょうか。

田村座長：

いいと思います。

加藤委員：

水害等でも大きく影響するので。それとトイレに関して、すぐにやるべきこととして防犯も必要です。特に大混乱期の中で安心して使用するためには、性犯罪対策も含めて対応が必要だと思います。現地の取り組みを聞いてみると、最初に使い方を徹底させることが、ものすごく重要とされています。

あとは、ごみの記述の所で、仮置き場と集積場についても記述できると良いと思いました。そして、ペットのトイレも出てくるのでしょうか。

田村座長：

ありがとうございます。最初にルールみたいなものも必要ですね。ペットは最後に出てきますが、そこにトイレのことは書いていないのでこれも必要ですね。

統括官の方で何かお気づきになったような所は大丈夫ですか。

加藤統括官：

無線機器の所で、多分、無線機はどこでも手に入りますが、衛星携帯電話は、例示という事で良いと思いますが、先日、大手のメーカーに聞いたところ、衛星携帯電話は避難所には入りにくいという話があったので、どうかと思ったのですが、例示で“等”ですからこれで結構です。

田村座長：

でも優先順位はあった方が良いでしょうか。

加藤統括官：

大きな避難所なら確かにあった方が良いでしょう。

田村座長：

ありがとうございます。それでは、最後まで説明させていただきます。

次は、12 番目です。前回までは項目として出ていませんでしたが、やはり寝床は大事だ

というお話もありましたので、結局考えに考えて、継続的な避難者には段ボールベッドの確保を目指すというところで書かせていただいています。

災害やその避難生活による環境では狭い避難所での寝泊まりが続くことや、ストレスなどにより、いわゆるエコノミークラス症候群を引き起こすかもしれない。一般的にはこちらの方が知られていますから、逆にしたほうが良いですね。その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。寝床については、緊急期は毛布や通気を確保するのは寒さを緩和するため、次いでマットや段ボールベッド等の導入を目指しましょう。これは床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、ほこりなどを吸い込むことによる健康被害も心配されるからです。また、エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のために、定期的に体を動かして、弾性ストッキングを導入する。できましたら、ここに弾性ストッキングの簡単な説明を入れたいです。

寝床を充実させて健康被害の抑制に努めましょう、と書かせていただいて、WBS では、寝床の改善を実施するというところで、ここは二重丸を準備段階で、床に寝ていることの危険性を知らしましょうというところで、まず健康のことを書いて、次のページの一番上のエコノミークラス症候群が起こる可能性があることを知るとのこと。緊急期は寝具としてまず毛布がないと駄目かなと思ったので、申し訳ないですけど、毛布に二重丸をさせていただいているというのが寝床の所でございます。

次に13番目に衣類です。色々と内閣府の方にお聞きしていると、衣類は微妙なラインで、基本は自分で確保するもので、発災直後の買いたくても、買えないという時期に支給（手当）されるべきものという位置づけとのことです。なので、衣類は、自立して衣類を確保できる環境を支援するという意味で、目指すと書いています。もちろん着の身着のまま避難してきた人には衣類の配慮があるので、下着の確保に始まって、状況がつけば被災者自らが洗濯できるようにしてあげようとして書いています。ここまで書いて良いのかは行政側に聞かなければならないかもしれません。

WBS では、衣類確保のための留意点。これは留意点で終わっているから駄目で、動詞を忘れていますが、避難者の属性に応じた下着。避難者の属性に応じた下着類は難しいから、これは、本当は、例えば女性であれば、誰でも使えるソフトブラにしましょうとか、S・M・Lでいいでしょうとか、何かは必要というようなことを書いていますが、基本は下着類を一応二重丸にして、あとは丸にしてあります。

次に14番、入浴です。過去の災害では自衛隊風呂が一番有名ですが、それが来てくれるかは分からないので、入浴は、体を清潔にしてストレス解消にも効果ありと書いています。ただ、特に水害などで汚水に浸されるととても汚い水なので、感染症予防のために、これは体を何とかしなきゃいけないということ。あとは既存の入浴施設や仮設風呂の調達を状況に応じてしましょう、ということに留めています。

WBS の方でも、水害や土砂災害の汚水に浸されたときは、汚れ落としというのを一応二重丸にしていますが、考えてみたら地震のときも同じかなという気もするので、どうした

ものかまた教えてくださいということです。

15 番が、配慮が必要な方への対応ということで、脆弱性の高い人への配慮を欠かさないということで、高齢者・障害者という名前を挙げて、スペースの確保、見守る体制がいるというふうに文章で書いています。さらに外国人への配慮ということも、情報共有して、必要とあれば福祉施設や専門施設に移すことも考えましょうということです。

WBS の方は、配慮が必要な方への対応を実施するというので、これは、基本は、緊急期にいらっしゃるかどうかの把握をしようというので二重丸。避難者の滞在可能性の検討というのは、福祉避難所への移動と福祉避難所への移動手段。これは準備段階でやるしかないというところです。ボランティアニーズに把握については、今日、浦野委員がいらっしゃるから、後はここを聞かなければなりません、まだ二重丸が付いていないというところが 15 番でございます。

16 番が女性・子どもへの配慮という所で、女性・子どもの視点から避難所を考えよう。女性や子どもは特別なニーズを持った存在です。男性陣に怒られないかという若干の不安がありますが、男性のニーズはないのかという気もするが、国連的にはこういう書き方になっています。例えば生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等配慮することで、多くの人が安心して過ごす環境を維持できる。最大限考慮しましょう。女性自身の視点から避難所の運営を実施するために、女性を参画促進しましょう。ここに何と、浅野委員から厳しく、運営委員の 3 割以上、国の委員会は 5 割以上と、その目安が書かれているので、努力目標として書く、目安にしましょうというところで、今はこのまま書かせていただいております。

WBS の方は、女性における衛生面・保安面ということで、基本、生理用品ばかり叫んでいますけど、生理用品を二重丸ということ、それから、活動環境は、備えの所で、意見が反映できるようにしてもらいましょうという所に二重丸をしているということです。

17 番、防犯対策。災害後の治安悪化の傾向、ここはおかしいので、キャプションは考えます。災害時においては、治安の維持が 1 つの課題となります。被災地外から窃盗団が入ることも残念ながら珍しいことではないため、地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性の性犯罪防止等の検討が必要となりますということで、性犯罪をここに書いていますが、確かにトイレの所にも書いておく必要があると思いました。

WBS の方は、避難所地域の防犯対策を実施する。これは平常の防犯活動の所に二重丸をしてあるということで、基本はみんなで見守っているところです。あとは警察、自警団という順番にしているのですが、どうでしょうか。

次に 18 番、ペットの対応です。ペット同伴避難のルール作りを検討。ペットは飼い主にとってはとても大切ですが、苦手だったりアレルギーの人もあるので、事前にルールを決めましょうということが書いてあります。

WBS の方も、滞在ルールを決めるということが二重丸で、基本を決めていないと、いてもらうのは難しいのではないかとすることが実態かと思えます。

最後に 19 番、やっと避難所の解消ということで、仮住まいへ促進しましょう。ライフラインの復旧が避難所解消の 1 つの目安となるので、落ち着き先の要望を聞いて、できるだけ要望に沿うように解消に努めようとしています。

WBS の方は、避難所解消に向けた話し合いを実施するというので、退所目途の把握を二重丸にしています。避難所生活が長期化した場合の対応ということで、この間旅館やホテルの話聞いたので、書いても良いかもしれませんが。最後は避難所を解消して、周知をして終わるというところになっています。

説明は以上です。どこでも結構でございますので、ご意見等があればよろしくお願ひします。

橋本委員：

細かいことばかりで大変恐縮です。まず 12 番の寝床の改善について、段ボールベッドの認知度は極めてまだ薄いと思います。おそらく自治体職員の方がイメージされるのは、段ボールベッドということで、もう組み立て式に出来上がっているものを想定されると思いますが、そんなものはほとんど用意できていません。ただ、1 週間経ちますと、避難所には段ボールがたくさん集まりますので、それで手作りしてやるべきだと思っております。したがって、既成のものだけではないというニュアンスを書いていただければ。とにかく高さをもって寝るようにしましょうということを書き込んでいただいたら良いと思います。

それから 16 番の子供ですが、せっかく書いていただくのであれば、生理用品・更衣室スペース・授乳室、その次にキッズルームとか、キッズスペースとか、子供の専用スペースを設けることも具体的に書いていただきたいです。

田村座長：

遊び場のようなイメージでしょうか。

橋本委員：

子供が自由自在に、大人に怒られずに大声を上げたり、走り回ったり、アニメを見たり、ゲームをしたりできるスペースです。

色々なパターンがあります。例えば、電気が復旧しますと、アニメのビデオをずっとそこに流して、密室空間にしたり、漫画本を置いてみたり。遊ぶ場所はどこか教室を一部屋開放して、そこをキッズスペースと呼んだりしています。

それから 17 番の、「窃盗団が入り込むことも珍しいことではない」という表記ですが、近年の災害では頻発していくと聞いています。だから、自警団は絶対に必要です。避難所運営委員会の中で自警団を作って、時々居住地を見回っていただいた方が良いと思います。

18 番のペットですけれども、ルールを決めるという抽象的な書き方ではなくて、具体的に、まず居住スペースは絶対入居禁止とする。ただし、介助犬等は別途であると。それか

ら、他人に危害・迷惑を及ぼすような動物については、敷地内立ち入りを原則禁止とするというぐらいに明確に書いたほうがよろしいかと思えます。

それから、個人的な意見ですが、「こども」は、「供」という字を付けて漢字で書くべきだと思います。文科省が、「子供は両方とも漢字で書く」と統一しておりますので、ご検討いただきたいと思います。

田村座長：

「こども」と「障害者」の表記についてお願いします。

中村参事官

「こども」は、政府文書でも両方あるかもしれません。

橋本委員：

障害者の「害」は、私は全て、左側に石の「碍」を使うようにしています。ただ、常用漢字にないらしいので、お役所さんは使いづらいと聞いております。以上でございます。

田村座長：

その辺りは事務局に一任したいと思います。ありがとうございます。加藤委員、お願いします。

加藤委員：

このガイドラインは発災時もどんどん改善しながら努めていくことが書かれていると思いますが、その中で課題になってくるのが、費用のことが心配事として出てくるという話は、被災でよく聞きます。以前、新潟県の中越地震の事例の話を知ったら、使用できるトイレ環境をつくるべく徹底的に取り組んだと聞いたことがあるのですが、費用の確保をどういうふうに考えていくのか、何か参考資料で載っていると、安心して取り組みやすいと思いました。

中村参事官：

ただちに安心できるかどうかは分かりませんが、要は国も含めて施策として用意はありますが、知られていないというケースもあるので、そういったところの注意喚起になるようなことをどこかに書くことはあるかと思えますので、検討させていただきます。

田村座長：

それを思い切って二重丸にするかですね。関係情報を事前に自分たちで調べておこうというのは入れてもいいかもしれません。その中の1つに救助法をご紹介するというのは良

いかかもしれません。どんどん新しくなっていくので、それを全部追い切れるわけではないですし、基本的には考え方は変わっていないので大丈夫だとは言えませんし。ありがとうございました。他にいかがですか。柄谷委員、お願いします。

柄谷委員：

資料 1-3 の WBS の方について、13 番目の衣類の所で、なかなか衣類というのは難しいということをお伺いし、L・M・S で、みんなソフトブラで、という話もありましたが、具体的に言うと、実際、事前の協定をしていなくても、ユニクロさんとか、そういった所が大量に下さって、皆さんずいぶん助かったところがありますので、どこまで書けるかは分かりませんが、行政だけではなく、民間との事前の協定といいたいでしょうか、先ほどの物資の所かもしれませんが、そういったところで少し上手に、運営も含めて運用していくというのが気付いた点です。

あと、15 番の要配慮の所ですが、避難者の滞在可能性の検討を実施するという所で、心身共に障害をお持ちの方は、いずれ施設とか病院への入所が必要になってきます。これは応急期ということですが、今回かなりスムーズに行ったのが、もともと入所されていたり、もしくは事前にお互い知っていて、一時入所してもらったとかそういうケースがありました。ですので、この辺りは、できれば事前の準備として地域もしくは行政の皆さんと協定をしておけばスムーズかなと思いました。

それから、17 番の防犯という所ですが、ここは先ほど橋本委員も自警団と言われましたが、ここは二重丸で、地域住民、平常の防犯活動、これは言ってしまうとここになると思うんですが、避難されている方々が夜回りをされたり、自警を自らするというのを皆さん徹底されていきましたので、避難者の方々が自ら自警をすることも必要だと思います。

最後に、これは座長がさっきおっしゃったことですので重複になりますが、19 番の避難所生活が長期化した場合の対応ということで、この 1 つ目の所に、避難者の状態に応じて別の避難所・施設等への移動とありますので、“等”の中に十分含まれていますが、具体的には、ホテル・保養施設といった所も十分活用が可能という事例がありますので、その辺りを入れるかどうかはご判断に委ねたいと思います。以上でございます。

田村座長：

ありがとうございます。色々言っていただいて助かります。他の委員はいかがですか。山岸委員、何かございますか。

山岸委員：

入浴の関係の所で、実際にシャワーまでの所ですが、既存の施設的に、公共の施設の他に、民間の旅館とかホテル等の施設が無料で提供して、協力いただいたことがございましたので、そういう所も記入していただければと思います。

田村座長：

確かに民間のことはあまり書いていなかったです。ありがとうございます。長谷川委員はいかがですか。

長谷川委員：

先ほど、座長から洗濯ができる環境ということで、行政はどうかという話がございましたが、三島市で作っているマニュアルの中にも、洗濯の水を確保するというのが含まれておりますので、そこは努力していくということによろしいかと思えます。

それから16番の女性の参画の所で、最後の2行の前で言っていることと、女性参画の必要性というのがちょっと違う感じもいたします。三島市の実状で申し上げますと、防災に関する女性の色々な意見を積極的に伺う、取り入れていく努力が必要であるということは当然であり、避難所運営にも女性に関わっていただくようお願いをしています。一方で、委員の参画につきましては、市の附属機関の中で審議会の登用を図っていますが、目標としては40パーセントを目指している中で、現状、32～34パーセントの登用率となっております。

しかし、そうは申しましても、防災に係る審議会など、そういうものになると、女性の参加がどうしても少なくなってしまう実状がありますので、イコールではないけれども、それを目指していくことは必要だと思います。以上です。

田村座長：

国で男女共同の何割と示していただいたら、それを目指しなさいと書くのが一番楽ですが。

中村参事官：

おっしゃるように、元の性質は同じではないだろうと思いますが、逆に何か目安を言わないと、人口の半分は女性なので5割と書けばいいのか。国レベルのほか、4割という話もありましたけど、一般的には国から引っ張ってきて3割にしている所が多いのではないかと思います。確かに厳密に言うと、比較の対象としては違うのかもしれませんが、目安としてこういうふうに書かせていただいたというものです。

田村座長：

ありがとうございます。それでは少し工夫をしていただければと思います。

一応一通り意見を言っていたので、次の議題に移ります。それでは事務局からご説明をよろしく申し上げます。

〈次第3 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（案）について〉

中村参事官：

それでは、資料2-1と2-2についてご説明をいたします。

まず、最初に申し上げますと、いままで「モデルケース」というタイトルにしておりましたが、内容的にいろいろ盛り込んでいった結果、モデルケースというタイトルでは全体を表していないのではと考えまして、「確保・管理ガイドライン」とさせていただきます。

大部分は、内容としては今までも含まれていたものですが、少し整理をしております。

まずトイレの重要性とか、重要なのに十分対応ができていないということを現状と課題ということで書いた後に、その取り組みを進めていくに当たっての基本的な考え方、基礎知識といったこと、例えば個数とか種類とか、そういったものを一通りまとめて、その上で、3番で、モデルケースといっているものも含めて具体的にどう取り組むかということを書いていくというふうに再編いたしております。

大きく変わっている所だけざっとご紹介しますと、まずこの目次の隣の1ページと、目次の前の「はじめに」の所から同じようなことが書いていますが、1ページで加藤委員の図を拝借させていただきながら、最初に、トイレが使えないとこのように健康に重大な問題が生じることを認識していただけるように、分かりやすく示しております。

しばらく飛ばしまして、6ページに、トイレを確保していくに当たって配慮していくべき事項ということで、安全性・快適性の面ですとか、それぞれのニーズがおありの方々への対処を考えましょうと。これも、いきなりこれが全部できるかというところは議論の余地があるとは思いますが、一応考えられるものを一通り並べています。

それから、次の7ページの個数の所ですが、この個数の目安自体は前からありましたが、参照となる既存の基準や事例のようなものを、少し充実させております、このように色々なものから見ても、おかしくない目安だということで、挙げさせていただいております。

4番のトイレの種類は、内容的には従来とあまり変わっておりません。14ページでは、衛生管理ということで1ページを割いております。衛生管理のポイントになることですか、用意しておくの良いものを、他の自治体さんで作られているガイドラインや、加藤委員からご説明いただいた所を参考に一通りまとめたものであります。

それから、16～17ページで、モデルケースとして、それまでに整理した所を参考に考えられる、組合せモデルを示しております。先に17ページをご覧いただきますと、この上の表の組み合わせモデルというのは、元々色で示していたものを、白黒でコピーしても分かりやすいように、星印と丸にただけで、従来とあまり変わっていません。その下の表は、先ほど災害用トイレは6種類というお話がありましたが、トイレの写真入りの説明が途中でいっぱい出ていましたが、災害時によく使えそうなものということで、6種類をピックアップし、その特徴が対比できるように少し簡単に整理しております。

16ページのモデルは、前回、水道が使えるとか使えないとか、そういった状況と、時間の経過でマトリックス表を作っていましたが、結局時間と共に状況が改善していくという

流れになっていくので、今回は一つ大きな災害を設定して、悪い状況が生じたという中で、だんだん時間の経過と共に少し改善していくと、使えるトイレも少しずつ変わってくるということで、例としてお示ししております。もっといい状態であれば、右側の方を見て、違うやり方も考えられるようにして、とりあえず、ここでは1つの例を示した方が分かりやすいと思って作成しました。

18ページからは、ずっと文章が続いていますが、これは資料2-2として、計算シートというものを作っておりまして、その説明をしているところになります。これは、作成をした担当者から後ほど詳細に説明をさせます。

最後の21ページは、今ご議論をいただいた避難所ガイドラインのトイレの部分はこちらにも貼り付けておこうということでございます。

田村座長：

最初から皆さんに詳細に見ていただこうと思います。半分ぐらい説明したら、また区切ってご質問を受けたいと思います。

「はじめに」、平常時においては、排泄物はトイレを通して污水处理施設に運ばれて適切に処理されるので問題ないですが、ひとたび災害が発生するとトイレが機能しなくなるということ。避難所においてトイレが不衛生であるために不快な思いをする人がいるだけでなく、我慢することによって病気を引き起こすということが書いてあります。

それから3段落目は、まだまだ問題としては、和式便器が施設によっては多いということ、仮設トイレが多いということ、トイレの使用が極度に困難な人もいるのに、おむつも確保できないということ。4段落目には、トイレの環境は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらして、不快で、人としての尊厳が傷付けられるというところまで書いていただいています。

最後は、ガイドラインに基づいて、事前に必ずやりましょうということを書いていて、最後には、割りときつく、本ガイドラインに沿った準備と対応が進み、過去の災害において発生したトイレの劣悪な環境が緩和されることを強く期待すると書きました。

目次は更新していただくとして、現状と課題の所は、とりあえず東日本大震災の話から始めています。トイレの問題というのは、分かっている人には分かっているけど、分かっている人には全く分かっていないので、加藤委員からご提供いただき、なかなか生々しい言葉も入っていますが、見ると、これはやばいと分かることをまず書かせていただいています。もしかしたら、説明を1~2行加えていただくほうが良いかもしれません。例えば、糞口感染でしょうか。口に汚物が入っていくことによって汚染されるという意味は分かるので、説明を加えていただきたい。

2ページ目は、見て分かるようにということで、トイレが1カ月も来なかった避難所があって、とても汚い写真があり、3ページには、過去の被災地での悲惨な様子が書かれています。各所の写真を探そうとしましたが、失敗いたしました、見付かりませんでした。

次の4ページ目は、トイレの改善に向けた取り組みの必要性ということで、ライフラインと同様に社会基盤のサービスの1つだということを、1パラ目に書きました。モデルを作るよう、取組指針にはもちろん書いてあるので、そのモデルを作りましたというのが4番目に書いてあって、最後は、本ガイドラインの下、実際やってください。それから、避難生活における自助・共助のトイレについても言ってくださいということが書いてあります。

5ページ目はトイレの確保・管理に関する基本的な考え方について、今の若い方には、もしかしたらボタン便所も知らない人がいっぱいいるので、断水したらまずトイレが使えないことや、停電すると水洗トイレも駄目だということ、下水道やし尿処理とか、あと雨で溢れるようなこともあるということが書かれています。

体制づくりについては、特定の部署だけがやるということではなく、みんなでやらなきゃいけないということで、計画がないとトイレは絶対に駄目だということを強く書こうということで、どこまで強く書けているかですが、書いています。

6ページ目は、配慮すべき事項ということで、まず安全性。これは先程、性犯罪のことを言われたので、書かないと駄目かなとか、女性・子どもの所に書かないと、衛生・快適性だとか、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・その他というところで、実際何をポイントに考えなければいけないかというのが書かれています。

7ページは、トイレの個数の目安というのが、50人当たり1個、20人当たり1個と書いていますが、実は色々な基準がありまして、震災時のトイレ対策、真ん中の日本消防設備安全センターの表や、下側の、国内のトイレに関する基準があつて、事務所は60人に1個だそうですが、基準が普段からあるということ。次のページは、スフィア・プロジェクトから、人が集合するような所でのトイレの必要数。要は、世界や日本にはたくさん基準があつて、これを守るということで、8ページの最後には、避難者の状況を踏まえつつ、そういうことに対応しなければいけませんと書いています。

9ページ目は、災害時のトイレの種類ということで、既設トイレも、基本は、流れなくても便座と個室が使えれば使えるということなので、ビニールをかぶせて使用するということをもまず書いて、それが応急なのかなというところでございます。

10ページ目からは災害用トイレということで、さっき6種類と言いましたが、携帯トイレは、いわゆる固まるやつと、袋みたいなのをセットする。別に便器にセットしなくても、どこかに自分でセットしたら使える。次は、便座が駄目なときには段ボールで。もちろん自分で作ることもできますが、市販品もありますよと。それから、福祉施設などでよく見られるポータブルトイレと私は認識していますが、簡易トイレというものもあります。これは介護を受けている方がいれば、自宅で持っていらっしゃる方もいると思います。

次の組み立てトイレは、マンホールトイレではなく、組み立てトイレのことで、こういうかたちで作るようなものがあります。

それから次が、みんながよく知っている仮設トイレで、工事現場などにあるものです。マンホールトイレは、ずいぶんお金を使わないと設置できないようなものですが、「マンホ

ールトイレ整備・運用のためのガイドライン」が国交省から出ているということで、お聞きすると、予算をもらえたりするようなものもあるので、少しここで書いておくと良いということでございます。

13 ページの 7 番目は、これはもう少し、あまりに先進的過ぎて、なかなかまだ一般的ではないものもご紹介しています。

14 ページは、衛生環境は何を考えればいいのかということで、点々で囲った「トイレ・衛生管理のポイント」に、ご担当の方に思い切って書いていただいたのが、「誰もが気持ちよくトイレを使うために女性がリーダーシップを発揮できる避難所運営体制にする」です。先ほど、事務用品を箱に入れておきなさいという話もありましたが、掃除用品も何とかしなくてはというので、こういったものを下に書いています。

16 ページはそれらを組み合わせて、参事官から詳細に説明していただいたように、3 日後、1 週間後、2 週間後というので、下水が駄目、水道が駄目ということで書いていただいています。それから 17 ページの上側は、非常にひどい状況になれば、携帯トイレ・段ボールトイレ・簡易トイレで最初は辛抱していただいて、組み立てトイレを組み立てつつ、マンホールトイレに移行して、新しいものも作っていくということ。

それから 17 ページの下側の絵は、断水時、停電時には使えるのか、使えないのかや、設置場所はどこでないといけないのか、あと、処理、くみ取りできるのかとか。あと費用の目安も書いていただきました。マンホールトイレについては、費用が 2 番と書いているのは、基礎工事・配管工事・上物というので合計があるので、お聞きすると、個数によっては 1,000 万とか 2,000 万とかそういうお金が掛かってしまうということですので。

18 ページは新しく作っていただいた「必要数計算シート」の説明になりますので、こちらはまた事務局のほうから説明をお願いします。

太田氏：

資料 2-2 をご覧ください。こちらは災害時のトイレの必要数の計算シートということで、タイトルも案ですので、皆さんにご提案いただけるとありがたいと思っています。こちらは、上段で避難所の被害状況を想定します。

まず、災害の種類は、地震・津波、大雨・洪水等による浸水、土砂災害と 3 種類として作ってみました。先ほどのガイドラインでは、18~20 ページに、こちらの計算シートの①から順番に説明書きを付けています。まだ整理しきれませんが併せてご覧下さい。

①は、想定される災害ということで、避難所がある場所で想定される災害が複数ある場合は、まず地震を考えて、その後大雨・洪水の浸水被害についても考えてくださいということになっています。

次に、②、ライフラインの被害想定ということで、計算シートの方では、緑色で、上水道の使用不可能な想定というのが一番下にありますが、色が見にくいので変更したいと思っています。ライフラインは、上水道と汚水処理施設の 2 つの被害想定をしなければいけ

ないので、こちらに書いています。まず上水道が使えなくなると水洗トイレが使えなくなるので、水道部局等で機能が途絶する日数を確認して、このシートの欄に日数を記入していただくということです。

そして、2つ目としては、汚水処理施設は、下水道や集中合併浄化槽と、合併浄化槽や単独浄化槽の大きく2種類あると思います。これは一般家庭でも避難所でも同じように大きく分けると2種類あるということです。下水処理場は、過去の災害においては1カ月以上途絶したという例もございますので、下水道管が大丈夫であっても、処理場が使えないと水は流せません。そして、これら水道と下水道の機能が途絶する日数の長い方が、水洗トイレを使用できない日数となります。後々備蓄等に関わってくるので、まずはここで被害の想定を洗い出します。

次に、ガイドライン18ページの③災害直後の水洗トイレの使用ルールの例ということですが、こちらは地震や津波など、災害ごとに被害を具体的にイメージして、ルールを決めておいてくださいということです。例を言いますと、1個目の丸ですけれども、地震発生時の集中処理型の場合、避難所の周囲は異常がなくても汚水処理施設の機能が途絶している場合がありますので、汚水処理施設の点検が済むまでは使用中止というルールを予め決めて、周辺の住民も含めて周知をすることが必要です。こういったことも含めて、ルールを決めておきましょうということになります。

19ページの一番上、④最大想定避難者数ということで、被害想定などに応じて、表にその人数を記入します。これで資料2-2①の想定部分は全て埋まるという形になります。

続きまして、災害時のトイレ・便器の確保目標の設定ということで、資料2-2の表では②をご覧ください。こちらはガイドラインの本文の中にもありましたが、まず50人当たりには1つの便器があると、待ち時間が少ないということから、目指すべき数ということで、そういったことも含めて改めて書いてあります。最大避難者数÷50とし、その避難所に必要なトイレの便器の数をここで計算します。

次に、既設トイレの洋式便器の数と、既設トイレのバリアフリーのトイレの数を記入していきます。ここで重要なのは、一般のトイレと障害者用のトイレを分けて考えるということです。そして、目標とするトイレの数から既存のトイレを引くと、不足する便器の数となります。ここでは、数の目標をまずは立てるという流れで考えるようになっています。

続きまして、3番目は、被害の状況に応じて、携帯トイレや、簡易トイレを用意した方が良いのか、あるいは、組み立て式、仮設トイレ、マンホールトイレを用意した方が良いか、ということで、大きく分けて2種類のトイレの想定を考えるためのものです。

まず携帯トイレについては、避難者数と排泄の平均回数ということで、20ページの一番上にあるように、平均回数が5回と言われているため、1日当たり必要な便袋を、5回×最大避難者数とし、袋の枚数を計算します。そして、その便袋を使って何日間ぐらい持ち堪えられるかを考えて、3日分であれば3を掛ける、5日分であれば5を掛けて、便袋の備蓄目標数を出します。これに応じて、保管場所などの注意点についても併せて記載していま

す。

そして、仮設トイレについては、し尿の発生の量をまずは計算します。1回の平均が300ml×5回ということで、それに最大人数を掛けて、日最大量を計算します。次に、し尿処理の能力ですが、便層式のトイレが何個あるかということで、便槽の容量×台数として処理能力を計算します。ここでは、何日に1回くみ取りを行わなければいけないかシミュレーションをし、バキューム車の数などと併せて、収集業者と事前に協定を締結するなど、具体的な話し合いを考えておくための見積もりシートとして、今回作ってみました。以上です。

田村座長：

ありがとうございます。

それでは、全体の説明、計算シートも含めてご意見などございましたら、よろしく願いいたします。橋本委員、いかがですか。

橋本委員：

「女性用対男性用の割合は3対1が理想的であるといわれている」と書いてございますが、これの根拠は何でしょうか。被災現場では、ここまで極端ではないように思っております。

田村座長：

スフィア・プロジェクトです。

橋本委員：

スフィア・プロジェクトはあくまでも難民の話でございまして、場合によっては何万人、何十万人という場合の話です。避難所ではここまで極端ではないし、初動時は、措置型であっても、真ん中に男女共用のトイレを作ったりする場合があります。日本の被災地ではせいぜい2対1程度ではないかと思しますので、この3対1が独り歩きしないように、是非ご配慮をお願いできればありがたいと思っております。

田村座長：

他の皆さんはいかがでしょう。長谷川委員、何かございますか。

長谷川委員：

災害用トイレの組立て訓練は多くの自治体でも実施していると思いますが、確か、兵庫県が作成した「避難所等におけるトイレ対策の手引き」の中で、実際に災害用トイレを使うなど体験型の学習、訓練が盛り込まれていたと記憶しております。通常訓練の最中に行

政側から使ってみましょうということは、なかなか言いにくいものですから、そういったものを少し加えていただいて、家庭でもやってみようというのを提案していただければありがたいと思います。

それからトイレの整備につきましては、9ページにもあるように、和式から洋式に変えていくことを進めていくべきだと書いてございますが、国や県からの支援という部分で、先ほどマンホールトイレが出ておりました。そういう支援を積極的にやっている具体例がございましたら、載せていただければ幸いです。

それから、やはり同じく兵庫県の手引の中で、衛生会社、くみ取りの会社等と協定を結ぶということも普段から対策を講じておくことが必要ということがありましたので、そういったことも少し加えていただければよろしいかと思います。

田村座長：

ありがとうございます。山岸委員、どうぞ。

山岸委員：

この表の計算シートは、一般的に見づらいと思うので、もう少し整理していただければありがたいです。

また、実際に使われるトイレも、避難所だけでなく、在宅避難者も含めて計算する必要があると思います。想定の仕事が難しいですが、是非そこを考えていただければと思います。具体的に、専門家の皆さんにお願いした中で、個数関係の話は是非お願いしたいと思ったところです。

柄谷委員：

極端と言えど、一定の根拠や基準が示されているというに、今回、私はすごく意味があると思っています。被災された方々には、多少そぐわない所はありますが、これがむしろ今回の肝ではないかと思しますので、ガイドラインをどう普及していくか、加藤委員の意見を聞きながら、是非普及したいと思っています。

また、資料の2-2の計算シートは大変ご尽力いただいておりますが、今意見がありましたように、避難所だけの想定ではないということと、し尿処理能力、容量など、こういったデータは容易に手に入るものなのか、それともどこかを参照すれば良いのかなど、そういう情報の出所もあれば書いていただきたいと思います。

あと、どういう順番でできるかというフローがあれば、さらに理解がしやすいかなと思いました。以上です。

田村座長：

ありがとうございます。では、加藤委員お願いします。

加藤委員：

6個あります。1つ目として、トイレのガイドラインの「はじめに」には、トイレがなくなると命にかかわるプロセスが丁寧に記述されているので、見出し文とも連動させて、トイレを我慢することで飲食を控えてしまうというような記述を加えていただけるとありがたいと思いました。

2つ目、トイレのガイドラインの「はじめに」の最後に、計画を作成し、さらに地域防災計画にも反映させていくというような、大きな先進的な言葉が書かれていて、これは非常に心強く思いました。ただ、この計画が後半になると、数の確保にどんどん特化してしまっている感があります。数の確保も重要ですが、行きやすいトイレの環境を整えることが重要であるので、計画の目次案や、サンプルのようなものがあれば良いと思います。

3つ目ですが、トイレの6種類に、段ボールトイレが入っていますが、これは手作りでもできるということだと思います。どちらかというと、③の簡易トイレの一部として、こういう段ボールトイレもできますよ、という程度の方が良いと思いました。

4つ目は、マンホールトイレという記述が随所に出てきますが、マンホールトイレは、東日本大震災の際、東松島市で発災初日か翌日ぐらいには使い始められたという実績がありますので、時系列で考えるときには、もっと早く、3日ぐらいには使えるなど、もう少し前段階で効果が期待できるような位置づけが良いと思います。

5つ目は、トイレの必要数計算シートで、津波と地震がセットになっていますが、どちらかというと、津波は、大雨など、浸水と連動した方が良いのではないかと感じました。

最後、6つ目ですが、先ほどご指摘のあった3対1の設置割合です。女性用をより多めに配慮するということは、強く賛成ですが、この数字を出す少し危険かもしれないと感じました。

田村座長：

スフィアで書いていることも、ある程度書かなければいけないけど、日本の現状に鑑みると、こういうことが理想だといったような文章はどこかにあるのですか。

加藤委員：

ないと思います。ですから、スフィアの数字を正しく、事実を出すことは賛成ですが、これをそのまま日本に適用した場合に、誤解されないような書き方が良いと思います。

田村座長：

平時では、事業者の割合は確かに倍ぐらいです。女性からすると、気持ちは3対1でしょう。別に権利を主張しているわけではなく、時間などを考えると、3対1ぐらいだと思います。

ます。

加藤委員：

過去のデータで、男性 30 秒、女性 90 秒というだけでも 3 倍要るとするのは賛成です。具体的な数値を入力すると、被災者の男女比が 1 対 1 ではなかったりすると、すごく少ない女性の所にトイレが大量にあることになります。

田村座長：

それでは、まずは人数で掛けて、そこから配慮目標を立てるようにしますか。

橋本委員：

あと年齢層によっても違います。当然、高齢者の方は、それだけ時間がかかります。ですから、2 対 1 もしくは 3 対 1 という場合もあるので、避難者の構成、男女比、年齢層等に応じて、女性に負担が掛からないように女性のトイレを多くする。初動時は、男女共用で使えるものを 2 器ぐらい設けるという工夫をしてもらいたいです。とにかく並んでいる列が同じくらいになれば良いのではないのでしょうか。

田村座長：

それでは、女性の気持ちを踏まえつつ、修正してお送りするので、また加藤委員に見ていただくということをお願いいたします。

そろそろ時間になってまいりましたが、もう最後ですし、全体を通じて意見があるという方はいかがでしょうか。

橋本委員：

入浴は、ものすごく活力につながるものなので、中越沖地震では、柏崎市、刈羽村の被災者の方が長岡市のスーパー銭湯に 1 日 1,500 人ぐらい、皆さん車に乗らせて片道 1 時間以上かけて行かれました。そういう施設とあらかじめ協定を結んでおくとか、被災者ができるだけ入浴できる環境を整えるということも 1 つの方法かと思います。

田村座長：

ありがとうございます。それでは、一言ずつ皆さまからいただきたいと思います。長谷川委員からお願いいたします。

長谷川委員：

色々どうもありがとうございました。前回欠席したものですから、前回送られてきた資料を基に、今日は色々意見を考えてきたのですが、ほとんど改善されていましたので、

それが確認できただけでも良かったと思っております。

前回の資料で 360 項目ぐらいの活動内容があったので、これを全部チェックしていたら大変だと思っていたのですが、座長から優先度が高いものを二重丸に絞り込んだという説明がありました。さらに、そういった優先度を並べて、フローチャートのようなものが出来ればもっと良いと思っているところです。それも、資料 1-1 が出来上がりましたので、ある程度カバーできるのかなという感じがいたします。

もう 1 つは、「避難所運營業務一覧 (WEB 作業用)」の「いつ」の欄に「期間」が書いてなかったものですから、それも意見申し上げようと思っていたところ、今日の資料では「何日」という日数が出てまいりました。あとは、「ガイドライン」のチェックシートを見たときに、どの期間でやらなければいけないことなのかが分かるようになればありがたいと思います。

さらに、優先順位や、検討しておいた方が良いという部分が少し分かるような工夫も必要と考えますが、「避難所運營業務一覧 (WEB 作業用)」の「二重丸」と「丸」の区別で見当がつくかと思えます。

そのようなことを今日は申し上げようと思って参りましたが、ほとんどが解決できました。ありがとうございました。

山岸委員：

ありがとうございます。実際にガイドラインを出したときに、各市町村が色々準備をするに当たっては、費用負担が一番気に掛かる所であります。このマニュアルを見て、こういうものを用意しようということは分かりますが、それに対する対応的なもの、例えば、どういう助成制度があるかなどが示されていれば、行政側としては、もっと対応が取りやすいと思います。

特に今回、ボランティアとの連携の把握など、被災者に寄り添って現地に入ってくれるということが今までにないことだったので、本日は、浦野委員は欠席でしたが、そのボランティアに対する被災者からのニーズを聞いた上で、色々な場面所で協力できる体制が取れれば、避難者と支援者との連携と、行政側とのタイアップした対応が図れることが一番良いと思いました。簡単ですが、ありがとうございました。

柄谷委員：

私は 2 件です。修正ばかりではなく、こういう目に見えるかたちでできたということは素晴らしいと思っています。NPO・ボランティアさん、福祉医療といったところも主体の中に入ってきていて、今後は民間の力の活用とか、ノウハウというのをどう取り込んでいくかということもポイントになると感じました。

もう 1 点は、いま、各自治体さんが東日本大震災を受けて、ようやく避難所訓練を始めますが、何をどこまでやればいいのかと悩んでおられます。そういうところにこういっ

たチェックシートが出ることで、自分たちがやっておられることが、全体から見てどの部分ができているのか、足りない部分は何か、というところをお示しできるので、とても良いタイミングだと思っておりますので、ぜひ普及できるように期待をしているところです。ありがとうございました。

加藤委員：

今回のガイドラインを見まして、防災をきっかけに地域力、地域のコミュニケーションを生み出して強めていくためのガイドラインだと思いましたので、これに取り組むことは、もちろん防災のためですけれども、地域でつながっていくガイドラインとして活用していただきたいなと感じました。以上です。

田村座長：

ありがとうございました。

最後は、これまでワーキンググループで話し合ったものがどう取組指針に反映していくかについて、事務局からご紹介いただきたいと思います。

《次第4 質の向上 WG 意見の取組指針への反映の検討》

中村参事官：

今後の作業としましては、今まで議論いただいた、避難所ガイドラインとして検討したものと、今回、トイレの確保・管理ガイドラインということでご議論いただきましたものを、もともとある取組指針の下に位置する、サブ指針のようなかたちで最終的にはまとめていくこととなります。

ただ、資料の3をご覧くださいなのですが、今まで出てきたご意見の中で、結構レベル感が大きいと思うような項目をいくつか並べています。こういったものの中には、そもそも、今申し上げた取組指針ではあまり言及がないものも、あるのではないかと思います。簡単ではございますが、一覧表でまとめております。特に、時間の関係もあるので、あまり細かいことまでは申し上げられませんが、例えば、トイレに関することや、他の自治体とか国との連携、外部との受援力などまとまって書いている所がないのではないかと、そういうものがいくつかあります。

3月7日の親検討会では、ガイドラインも報告いたしますが、そのときに、ワーキンググループでこういうご意見も出ましたが、取組指針の中で位置づけが曖昧なものもあるので、どうしようかというような議論もさせていただきたいと思っております。

もし何かここに書いてあるもので、是非これは取り上げてほしいなど意見がありましたら、お知らせいただければと思います。

田村座長：

ありがとうございました。

皆さまに熱心にご議論いただき、ここで終わりですと言いたいところですが、まだまだメールが行くと思います。3月7日に親検討会に出して、そこで反映されて初めてこの成果が行きますので、大変申し訳ありませんが、もうしばらくお付き合いいただければと思っていますところでございます。

それでは事務局にお返しをして、統括官からごあいさつを頂けると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

加藤統括官：

本当に長時間、それから、開始以来6回にわたり、精力的に取り組んでいただきまして、本当に良いものができたと思っております。災害になりますと、発災時の救命救助にどうしても光が当たりがちですが、やはり避難所の話はとても大事です。市町村の皆さんがどうしていいかわからないということがある中で、かゆい所に手の届くというか、非常に素晴らしいガイドラインになっていると思います。

それから、大臣に一度上げたときに、トイレも大事だけれども風呂も大事だという話もあったのですが、今日、入浴の話もありましたので、大臣にもしっかり報告できると思っております。

もともとこの被災者の支援は、厚生労働省に災害救助法がありまして、東日本大震災を経て、私ども内閣府で所管することになりました。そういう中で、3年目になりますが、防災対策全体の中で、しっかりと避難所やボランティアに光を当てて、全体の中でも、しっかりと位置づけされ、取組んでいける体制で是非やっていきたいと思っています。

それから、常総市の災害を受けて、内閣府全体としてのワーキングをやっておりますが、そのなかでも避難所も含めた議論もされております中で、全体をパッケージにして世の中にも色々問うていきたいと思っていますので、是非今回のガイドライン等もPRさせていただきたいと思います。

いずれにしても、私もこのワーキングに出て、気付きもたくさんありましたし、全体の防災対策をやる上で、しっかりと質の向上が図れるように取り組んでいきたいと思っています。本当にどうもありがとうございました。

田村座長：

ありがとうございました。

中村参事官：

ありがとうございました。それでは、これで質の向上ワーキンググループを終わりたいと思います。

以上